

合理的配慮の検討と提供



はじめに

◇ 研修の流れ

- 1 合理的配慮とは？
- 2 学校生活で考える合理的配慮の視点
- 3 子どもの理解－苦手な要因
- 4 保護者シートと活用法
- 5 みんなでやってみよう！（事例の検証）

1 合理的配慮とは？

(1) 法的根拠～設定までの流れ



- ① 「障害者の権利に関する条約」
- ② 「障害者基本法」
- ③ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
- ④ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

(1) 法的根拠～設定までの流れ

① 「障害者の権利に関する条約」

- 2006年：国連にて採択→2007年：署名→2014年：批准
- 「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」
- 「個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること」

② 「障害者基本法」

- ・ 2011年 改正
- ・ 「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」

③ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

- ・ 2012年 中央教育審議会初等中等教育分科会 報告
- ・ 「合理的配慮」
- ・ 「基礎的環境整備」

④ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

- 2013年 施行
- 正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否すること、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが、禁止されている。
- 正当な理由があると判断した場合には、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るように努めることが必要になる。
- 「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指す。
- **国や行政は義務**として、**民間事業者などは努力義務**として、社会のあらゆる場面で提供しなければならない。

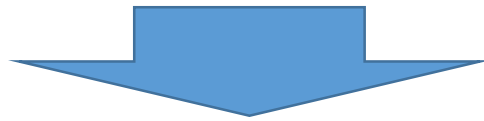
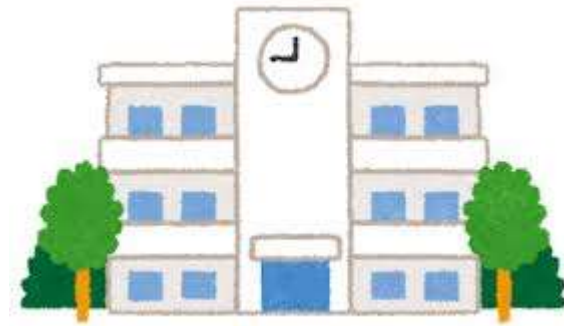
(2) 負担が重すぎる場合の例

【合理的配慮のわかりやすい例】

- ・ 車椅子の人→スロープ
- ・ 視覚障害者の人→点字
- ・ 聴覚障害者の人→筆談

【負担が重すぎる例】

- ・ 車椅子の人→エレベーター



人的・物的・経済的負担が重すぎる場合は、理由を説明し代替案を提示する。

(3) 「障害のある人」とは？

- ・ 障害者手帳のあるなしにかかわらず、その障害や社会の中にある障壁によって、日常生活や社会生活に制限を受けている人全てが対象となり、もちろん障害のある子どもも含まれる。
- ・ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供によって、差別なく社会生活を過ごし、教育等を受けられることで、子どもの健やかな成長が促される。

障害のある人とない人とがともに生活できる
「共生社会」



合理的配慮を考える 発達障害の子どもたちの障壁を視覚化したら



配慮 が何もない状態…



平等 ではあるけど左の子は
はまだ見えない…



公正 さが担保されて全員
が試合を観られる！



環境 を変えれば、ハンディ
キャップは生じない！

一番左の背の低いお子さんが、試合を観るために木箱を2つ使うことを「ズルい」「木箱を使えば身長が伸びなくなる」と言う人はきっといないでしょう。

同じように、ディスレクシアの子のタブレット使用に対する「●●さんだけ特別扱いはできない」「タブレットを使用しは書字の苦手さが改善できない」という主張には正当性がないことは明らかです。

周囲の人の「発達障害リテラシー」が子どもたちの学びの妨げにならないよう、社会全体での理解を促進していきましょう。



© TEENS

こちらのイラストはIISC (interactioninstitute.org / madewithangus.com) のイラストを参考に作成しています。

2 学校生活で考える合理的配慮の視点



(1) 学校生活における合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの

学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

※ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成24年7月より

(2) 学校生活における合理的配慮の例

学校教育での「公正」とは？

- ・ 全ての子どもが同じことをするのではなく、**全ての子どもが、その子にあった合理的配慮を受けられること。**

合理的配慮の例

- 物理的環境への配慮や人的支援の配慮
- 意思疎通への配慮
- ルール・慣行の柔軟な変更



公正に学ぶ環境を整える



物理的環境への配慮や人的支援の配慮

- 立位や歩行の不安定さに対して、トイレに手すりを設定すること
- 聴覚過敏の対応として、机や椅子の脚に、テニスボールなどの緩衝材をつけて音がしないようにすること
- 文章を読むことが難しいときに代読すること
- 紙の固定や姿勢保持が難しい場合、定規の操作が難しい場合、コンパスの操作が難しい場合などに、専用の文具を使うこと



ルール・慣行の柔軟な変更

- 体育の際のボール運動では，運動機能に応じた大きさや硬さのボールを使用すること
- 運動の耐久性にあわせた運動量の調整をすること
- 試験の際にパソコンの利用，音声読み上げ機能の使用を許可すること
- 体操着が苦手な場合に，似ている別の衣類で代用すること
- エプロンの紐を結ぶのが難しい場合に，被って着られるタイプのエプロンを使うこと



子どもの困難に
「隠れた要因」



それを踏まえた
「視 点」



その視点から
考えられる
「合理的配慮」



「視点」は専門家や校内のコーディネーターの先生方の意見も取り入れて考察すると、よりの確な配慮の選定につながります。

3 子どもの理解－苦手な要因



(1) 子どもの発達に深くかかわる11の感覚・機能

合理的配慮の必要な子どもには、さまざまな感覚や機能，障害特性による苦手さが生じる。

感覚

1 視覚

2 聴覚

3 前庭覚

4 味覚

5 嗅覚

6 皮膚感覚

7 深部感覚

8 感覚処理パターン

機能

9 高次脳機能 「運動企画」 「空間認知」 「言語機能」

10 実行機能 「課題を効率的に行う力」 「気持ちや行動をコントロールする力」

11 運動機能

心理

人の気持ちを読み取る能力

感 覚

1 視 覚

【特 徴】

目を自由に動かすための「視機能」と広い範囲の情報を把握する視野などの「視知覚機能」がある。

【困難さ】

動くものを正確に見ることや、板書を書き写すこと、本を読むことなどに苦手さが生じることがある。

感 覚

2 聴 覚

【特 徴】

単に音を聞くだけではなく，聞こえてくる音の方向や，同時に聞こえてくる音を聞き分けたりする。

【困難さ】

話し手の言葉を正しく聞き取ること，それを理解することに苦手が生じることがある。

感 覚

3 前庭覚

【特 徴】

体のバランスをとるために働く。 目の動きとも関係していて、動きながら周囲をしっかりと見続けることに役立っている。情緒との関係も強く、滑り台などの急激な刺激では興奮し、リズムカルな揺れでは落ち着いてくる。

【困難さ】

姿勢が崩れやすく、頭を動かしたときに視点が定まらなくなることもある。物を見比べることに苦手さが生じることもある。

感 覚

4 味 覚

【特 徴】

味を感じるセンサーであり、「旨味」「甘味」「塩味」「苦味」「酸味」がある。

【困難さ】

違った味に感じたり，食べることに苦手さが生じたりすることがある。

感 覚

5 嗅 覚

【特 徴】

においや香りをかぎ分ける働き。感情や記憶との結びつきが強く、においをかぐことで、過去の経験を思い出すこともある。

【困難さ】

特定の匂いがする場所を拒否したり、食べることに苦手さが生じたりする。

感 覚

6 皮膚感覚

【特 徴】

「触覚」「圧覚」「痛覚」「温度覚」「痒覚」がある。触れたら危険なもの、安全なものを感じ取り、体を守ることに働く。また、情緒との関連性も強く、触れる対象によって安心感や不安感、恐怖感など様々な感情を抱く。

【困難さ】

触れたものを正しく認識しにくくなることで、体や手足をうまく動かすことに苦手さが生じることがある。受ける刺激により情緒的に不安定になる場合もある。

感 覚

7 深部感覚

【特 徴】

「**関節覚(位置覚・運動覚)**」「**振動覚**」「**深部痛覚**」がある。体や手足の位置関係，動きを感じ取ることに働く。重さを比べたり，触れる対象によって力加減を調整したりしている。

【困難さ】

体を自由に動かすことが困難になったり，物を扱うときに乱暴に扱っているように誤解されたりする場合がある。

感 覚

8 感覚処理パターン

- ・ 1～7に挙げた全ての感覚ごとに関係。

- ・ 「低登録」 「感覚探求」 「感覚過敏」 「感覚回避」

の4パターンがある。

感 覚

8 感覚処理パターン

「低登録」

通常の刺激では反応しにくい状態。部屋に人が入ってきても気付かない，声を掛けられても気付かない，怪我をしても痛がらないなどがある。

「感覚探求」

好みの感覚を求める行動であり，前庭覚や深部感覚を求める結果，走り回ったり，座っているときに椅子をガタガタ揺らしたりする場合がある。

感 覚

8 感覚処理パターン

「感覚過敏」

少しの刺激で過敏に反応し、不安や恐怖を感じてしまう。その刺激に対して自分から逃れることができないために、パニックや混乱した状態になることもある。

「感覚回避」

苦手な感覚が生じる場所から逃れたり、その場所に行かない状態になる。ざわついた部屋から出て行く、ジェットタオル(送風機)のあるトイレには入れないなどがある。

機能

9 高次脳機能

運動企画

空間認知

言語機能

の3パターンがある。

機能

9 高次脳機能

運動企画

【特徴】

初めて経験する動きをするときに強く働く。運動の順序を組み立て、動きの範囲や力加減、スピード、リズムやタイミングなどを調整して、イメージ通りに体を動かす。

【困難さ】

繰り返し行う単純な動きはできるのに、初めて行うダンスなどが行えない。

機能

9 高次脳機能

空間認知

【特徴】

見たものを正しく認識する力。いろいろと描かれている図形の中の1つをみつけたたり，平面に描かれた立体図形や，位置関係を把握する働きがある。

【困難さ】

物を見つけ出したり，整理整頓，画数の多い漢字の書き。

機能

9 高次脳機能

言語機能

【特徴】

言葉を覚えたり，覚えた言葉を使ったコミュニケーションをとるときに働く。相手の気持ちを理解することにも関係している。

【困難さ】

聞き取り学習に苦手さが出たり，対人関係でトラブルが起きたりしやすい。

機能

10 実行機能

課題を効率的に行う力

気持ちや行動をコントロールする力

の2パターンがある。

機能

10

実行機能

課題を効率的に行う力

【特徴】

計画を立てるための「**計画立案**」の力，その計画の「**優先順位**」を考える力，「**時間管理**」をする力などがある。また，その課題に取り組む間，「**作業記憶**」をする力も実行機能の1つである。

【困難さ】

出された課題を整理して，取り組む内容に順番を決めることに苦手が生じる。次に取り組む作業の見通しや段取りが立ちにくい。

機能

10 実行機能

気持ちや行動をコントロールする力

【特徴】

苦手な課題に取り組むときの「**反応抑制**」「**感情抑制**」「**自己監視**」や、注意を持続したり切り替えたりする「**注意機能**」、普段と手順が異なっても「**柔軟性**」をもって対応する力などがある。

【困難さ】

しなくてはならないことが後回しになったり、課題を途中で中断して他の課題に移ってしまうことなどがあり、やり遂げることに苦手さが生じる。

機能

11 運動機能

【特徴】

「筋力」「持久力」「バランス(静的バランス, 動的バランス)」「低緊張」「粗大運動」「巧緻運動」「両手動作」「協調運動」など, 1~10の感覚・機能全てが関係する。

【困難さ】

生活動作や運動課題に苦手さが生じる。

心 理

【特 徴】

人の気持ちを読み取る力。「心の理論」

【困難さ】

相手の立場を想像できないことから、集団活動に困難が生じることがある。また、失敗体験を繰り返すことによる「自尊心」の低下や、それによる「逃避」や「不安」，「固執」(こだわり)などが、様々な活動に影響することもある。

(2) 例えば「書くことの苦手さ」には、どんな要因があるか

「文字を
うまく書くことができない」

現れ方は同じでも、**原因が異なれば必要な配慮が異なる。**

**手指や上肢機能の未発達
不器用さ**

視覚，皮膚感覚，深部感覚，
感覚処理パターンの影響，
高次脳機能，実行機能，
運動機能

など様々なことが関連



漢字は読めると書くのは苦手…

ひたすら書く練習をしてもうまくならない…

隠れた要因

高次脳機能
空間認知の苦手さ



原因を努力不足と捉えようと、適切な**支援の機会を逃し、失敗体験の繰り返し**になる。
さらにそれが積み重なると、活動そのものへの**意欲が失われてしまう**。

視 点

- ・ ひらがな・カタカナが書けるか？
- ・ 字を正確に構成できるか？

合理的配慮

- ・ 読むことや意味を学ぶことを重視。
- ・ 視知覚への支援を行う。
- ・ ワープロ入力で正しく漢字を使えるようにする。
(書くの代替)

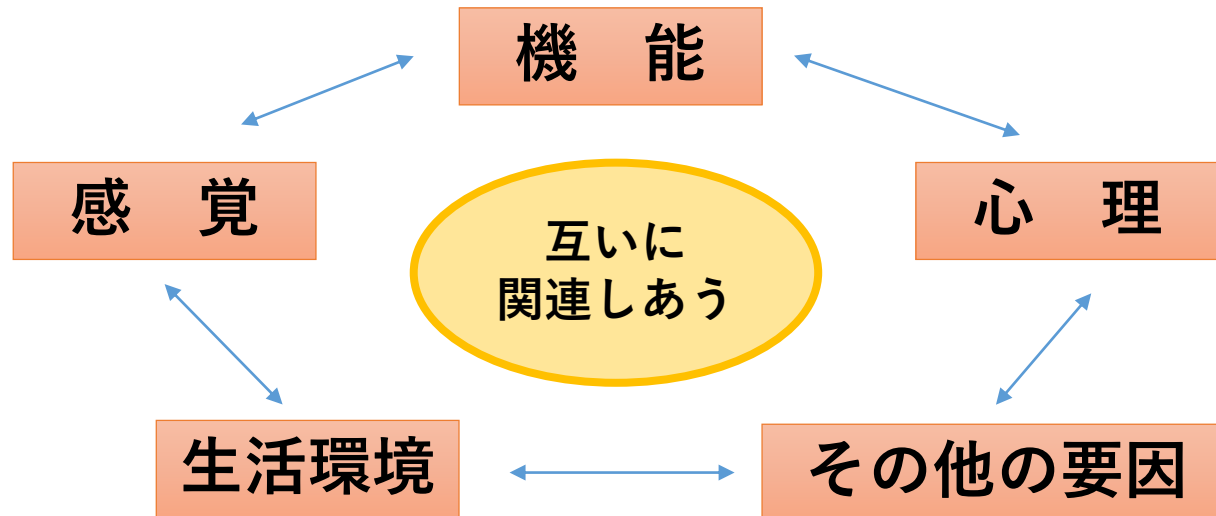
(3) 困りごとを表面的に見るのではなく，その要因を見る

子どもがうまく生活できない，学ぶことができないといった困りごとには，それぞれの理由が必ずある。要因を考える視点をもって，その原因にあった適切な対応と合理的配慮を検討することが大切。

要因にあった適切な対応ができない



二次障害や不登校にも……



医療や療育，福祉など関係機関と連携も大切！



苦手さの要因となる感覚・機能・心理

感覚	視覚		視力, 視機能, 視知覚機能
	聴覚		
	前庭覚		
	味覚		旨味, 甘味, 塩味, 苦味, 酸味
	嗅覚		
	皮膚感覚		触覚, 圧覚, 痛覚, 温度覚, 痒覚
	深部感覚		関節覚(位置覚・運動覚), 振動覚, 深部痛覚
	感覚処理パターン		低登録, 感覚探求, 感覚過敏, 感覚回避
機能	高次脳機能		運動企画, 空間認知, 言語機能
	実行機能	課題を効率的に行う力	計画立案, 優先順位, 時間管理, 作業記憶
		気持ちや課題をコントロールする力	反応抑制, 感情抑制, 自己監視, 注意機能, 柔軟性
運動機能		筋力, 持久力, バランス, 低緊張, 粗大運動, 巧緻運動, 両手動作, 協調運動, 口腔機能	
心理	心理		心の理論, 自尊心, 逃避, 不安, 固執

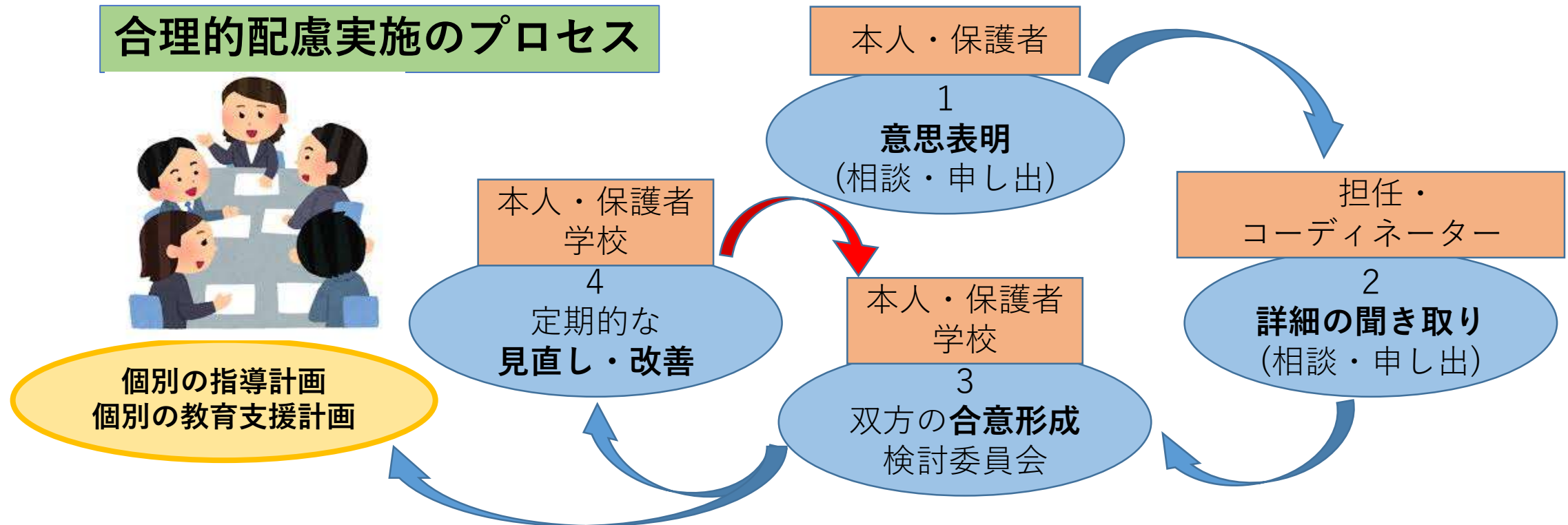
4 合理的配慮を伝える保護者シートと活用法

(1) 合理的配慮実施までのプロセス

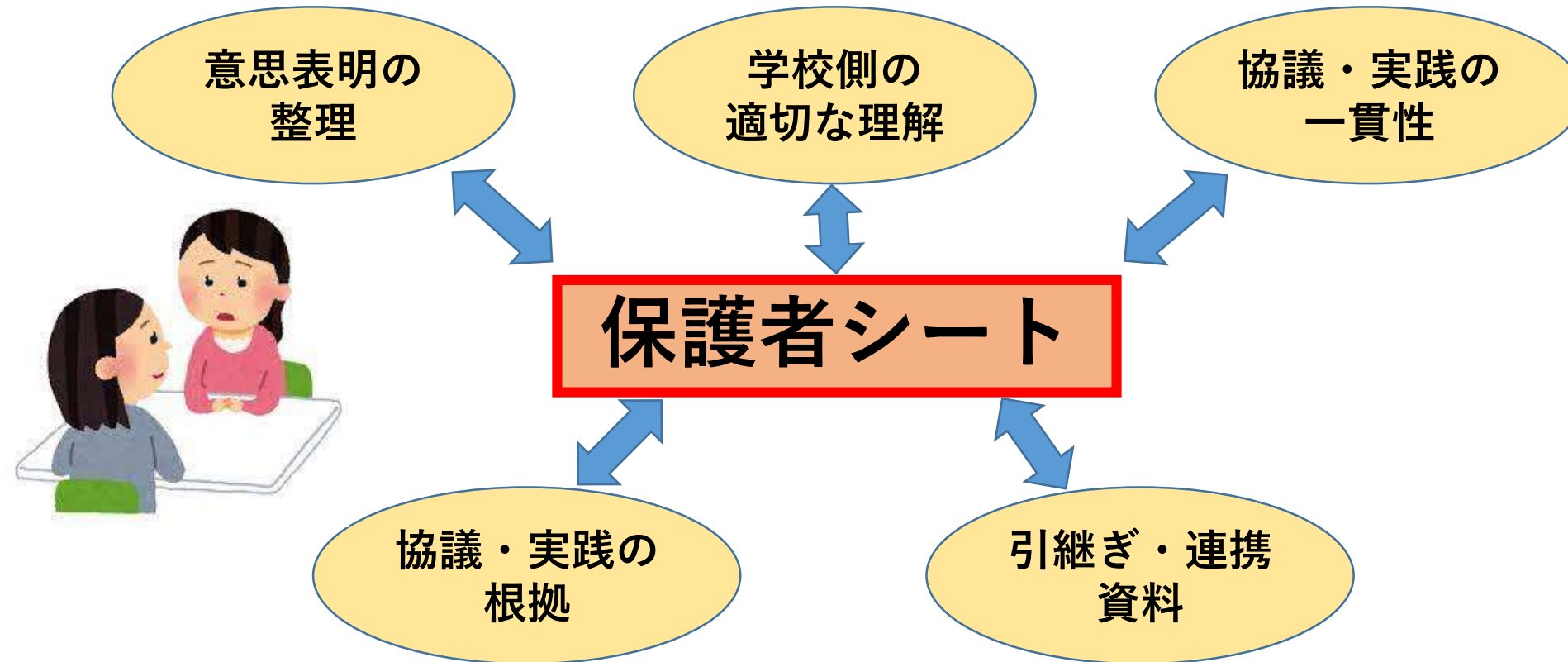
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

校長がリーダーシップを発揮して校内委員会を設置し、「児童等に対する合理的配慮の提供について、**合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する**」こと。

文科省(2017.3)



(2) 保護者シートの活用



学校側にとって体制面や財政面で負担とならず、かつ継続して実施できる内容かというスタンスも、合意形成前に伝えるようにしましょう。



(3) 保護者シートの記入のポイント

「1 子どもの困難さについて」

学校生活において、普段からの困りごとや、
つまづいている内容を具体的に記載する。

「2 希望する合理的配慮」

「3 合理的配慮をする必要性について」

日頃、家庭で実施している療育方法などが
あれば記載する。保護者の記載が困難な場合
は、療育機関や作業療法士などに相談して記
載する。



より具体的な場面
や手立てを伝えても
らうようにしましょう。

小学校 年 組 番 氏名:
1. 子どもの困難さについて
2. 希望する合理的配慮
3. 合理的配慮をする必要性について
4. 学校・クラスへの配慮
5. その他

「4 学校・クラスへの配慮」

子どもに関わる教師等の全員に周知してもらおう事柄を記載する。授業中だけでなく、登下校や集会など、学校生活全体に関わる内容についても記載する。

「5 その他」

支援を受けている場合には、個別の教育支援計画にも記載し、学年が変わっても情報が引き継がれるようにする。

小学校 年 組 番 氏名：
1. 子どもの困難さについて
2. 希望する合理的配慮
3. 合理的配慮をする必要性について
4. 学校・クラスへの配慮
5. その他

5 みんなでやってみよう！（事例の検証）

- (1) 事例1「物品の管理ができない」
- (2) 事例2「順番を待つことができない」

保護者シート

合理的配慮
検討シート

子どもの困難に「**隠れた要因**」や「**視点**」を的確にとらえ、それぞれの**要因にあった「合理的配慮**」を検討していくことが大切です。



別添の「合理的配慮検討シート」を参考に考えてみましょう♪



いかがでしたか？

合理的配慮は、子どもたちの「困ったな」を「こうすれば**できるよ**」に変え、子どもと保護者(もしかしたらもっとたくさん)の笑顔が広がる素敵な支援です。



まずは当事者の**想いを受け止め**、学校としてどんな配慮ができるのか、**チームで考え**、**チームで動いていきましょ**う！



【参考資料】

「教師が活用できる | 親も知っておきたい
発達が気になる子の学校生活における合理的配慮」

2020年発行(中央法規出版株式会社)

編著：鴨下賢一 著者：池田千紗 | 萩野圭司 | 小玉武志 | 高橋知義 | 戸塚香代子